証券コード　5932
平成27年８月11日

株　主　各　位

富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社
代表取締役社長　山下　清胤

# 第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社に平成27年８月26日（水曜日）午後５時20分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年８月27日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　富山県高岡市早川70番地
　三協立山株式会社　本社　ショウルーム２階大ホール
3. **目的事項**
　**報告事項**　第70期（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　**決議事項**
　**第１号議案**　剰余金の処分の件
　**第２号議案**　定款一部変更の件
　**第３号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く）９名選任の件
　**第４号議案**　監査等委員である取締役５名選任の件
　**第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　**第６号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件
　**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

〜〜〜

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保の充実にも意を用い、下記のとおり１株あたり20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金20円　総額630,138,940円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   平成27年８月28日

**第２号議案**　定款一部変更の件

１．提案の理由

本年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」といいます）によって新たに創設された監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社としましては、監査等委員会設置会社の諸制度の下で、議決権を有する監査等委員である取締役を置き、監査・監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることにより、企業価値向上を目指すものであります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法の施行に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となりますので、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。この責任限定契約にかかる定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第１章　総則 | 第１章　総則 |
| 第１条～第３条（条文省略） | 第１条～第３条（現行どおり） |
| （機 関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1)　取締役会<br>(2)　監査役<br>(3)　監査役会<br>(4)　会計監査人 | （機 関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1)　取締役会<br>(2)　監査等委員会<br>（削除）<br>(3)　会計監査人 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 第５条～第12条（条文省略） | 第５条～第12条（現行どおり） |
| （優先配当金）<br>第13条　当会社は、第44条第１項に定める期末配当を行うときは（以下条文省略）<br>２　（条文省略）<br>３　（条文省略） | （優先配当金）<br>第13条　当会社は、第40条第１項に定める期末配当を行うときは（以下現行どおり）<br>２　（現行どおり）<br>３　（現行どおり） |
| （優先中間配当金）<br>第13条の2　当会社は、第45条に定める中間配当を行うときは（以下条文省略） | （優先中間配当金）<br>第13条の2　当会社は、第41条に定める中間配当を行うときは（以下現行どおり） |
| 第13条の3～第13条の11（条文省略） | 第13条の3～第13条の11（現行どおり） |
| （除斥期間）<br>第13条の12　第46条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。 | （除斥期間）<br>第13条の12　第42条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。 |
| 第14条～第21条（条文省略） | 第14条～第21条（現行どおり） |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会 |
| （取締役の員数）<br>第22条　当会社の取締役は、10名以内とする。 | （取締役の員数）<br>第22条　当会社の取締役は、15名以内とする。 |
| （新設） | ２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。 |
| （取締役の選任）<br>第23条　取締役は、株主総会において選任する。<br>２　（条文省略）<br>３　（条文省略） | （取締役の選任）<br>第23条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。<br>２　（現行どおり）<br>３　（現行どおり） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新設） | （補欠の取締役の予選の効力）<br>第24条　会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって当該期間を短縮することができる。 |
| （取締役の任期）<br>第24条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | （取締役の任期）<br>第25条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | ３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （取締役会の招集権者および議長）<br>第25条（条文省略） | （取締役会の招集権者および議長）<br>第26条（現行どおり） |
| （取締役会の招集通知）<br>第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第27条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | 2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （取締役会の決議の方法）<br>第27条（条文省略） | （取締役会の決議の方法）<br>第28条（現行どおり） |
| （新設） | （重要な業務執行の決定の委任）<br>第29条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （取締役会の決議の省略）<br>第28条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 | （取締役会の決議の省略）<br>第30条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 |
| 第29条～第30条（条文省略） | 第31条～第32条（現行どおり） |
| （取締役の報酬等）<br>第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 | （取締役の報酬等）<br>第33条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （社外取締役との責任限定契約）<br>第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | （取締役との責任限定契約）<br>第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | 第５章　監査等委員会 |
| （新設） | （監査等委員会）<br>第35条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 |
| （新設） | （監査等委員会の招集通知）<br>第36条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。<br>２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新設） | （監査等委員会の決議の方法）<br>第37条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 |
| （新設） | （監査等委員会規程）<br>第38条　監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （監査役の員数）<br>第33条　当会社の監査役は、５名以内とする。 | （削除） |
| （監査役の選任）<br>第34条　監査役は、株主総会において選任する。<br>２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削除） |
| （補欠監査役の予選の効力）<br>第35条　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって当該期間を短縮することができる。 | （削除） |
| （監査役の任期）<br>第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |
| （監査役会の招集通知）<br>第37条　監査役会の招集通知は、会日の３日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 | （削除） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | （削除） |
| （監査役会の決議の方法）<br>第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 | （削除） |
| （監査役会規程）<br>第39条　監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削除） |
| （常勤の監査役）<br>第40条　監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。 | （削除） |
| （監査役の報酬等）<br>第41条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | （削除） |
| （社外監査役との責任限定契約）<br>第42条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | （削除） |
| 第６章　計算<br>第43条～第46条（条文省略） | 第６章　計算<br>第39条～第42条（現行どおり） |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く）９名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（８名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）９名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数（普通株式） |
|---|---|---|---|
| 1 | 山下清胤（やましたきよつぐ）<br>（昭和29年１月18日生） | 昭和52年４月　三協アルミニウム工業㈱入社<br>平成17年８月　同社管理統括室人事部長<br>平成18年６月　三協・立山ホールディングス㈱総務統括室人事室部長兼三協立山アルミ㈱総務本部人事部長<br>平成19年９月　同社経営企画統括室経営管理室部長<br>平成23年６月　同社経営企画統括室経営管理部長兼経営企画部長<br>平成23年８月　同社取締役経営企画統括室長<br>平成24年６月　同社取締役<br>平成24年６月　当社取締役　執行役員<br>平成24年６月　当社三協マテリアル社　社長<br>平成25年８月　当社代表取締役社長（現在に至る） | 4,200株 |
| 2 | 蒲原彰三（かんばらしょうぞう）<br>（昭和23年12月28日生） | 昭和47年４月　三協アルミニウム工業㈱入社<br>平成17年６月　同社横浜支店長<br>平成18年６月　三協立山アルミ㈱マテリアル事業企画部長<br>平成19年６月　三協マテリアル㈱取締役　常務執行役員<br>平成21年６月　同社代表取締役社長　社長執行役員<br>平成22年８月　三協・立山ホールディングス㈱取締役<br>平成24年６月　当社専務取締役　執行役員<br>平成24年６月　当社三協アルミ社　社長（現在に至る）<br>平成25年８月　当社取締役副社長　執行役員（現在に至る） | 5,700株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数<br>(普通株式) |
|---|---|---|---|
| 3 | 岡本 誠<br>(おかもと まこと)<br>(昭和29年10月２日生) | 昭和52年４月　住友信託銀行㈱（現、三井住友信託銀行㈱）入社<br>平成17年６月　同社東京営業第一部長<br>平成19年４月　プロミス㈱常務執行役員<br>平成19年６月　同社取締役　常務執行役員<br>平成21年６月　住友信託銀行㈱（現、三井住友信託銀行㈱）入社<br>平成21年７月　三協・立山ホールディングス㈱顧問<br>平成21年８月　同社常務取締役　財務経理統括室長兼情報システム統括室長<br>平成24年６月　同社常務取締役　財務経理統括室長<br>平成24年６月　当社常務取締役　財務経理統括室長兼情報システム統括室長<br>平成25年８月　当社三協マテリアル社　社長（現在に至る）<br>平成25年８月　当社常務取締役　執行役員財務経理統括室担当<br>平成27年４月　当社常務取締役　執行役員国際事業統括室長兼財務経理統括室担当<br>平成27年６月　当社常務取締役　執行役員国際事業統括室長（現在に至る） | 6,300株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数<br>(普通株式) |
|---|---|---|---|
| 4 | 庄司 美次<br>(しょうじ みつぐ)<br>(昭和29年２月14日生) | 昭和51年４月　㈱北陸銀行入行<br>平成17年６月　同行執行役員　総合事務部長<br>平成19年６月　同行執行役員　名阪地区事業部副本部長兼大阪支店長<br>平成21年６月　同行常務執行役員<br>平成21年８月　三協・立山ホールディングス㈱顧問<br>平成21年８月　三協立山アルミ㈱取締役　常務執行役員<br>平成21年８月　三協・立山ホールディングス㈱常務取締役　内部統制室長<br>平成24年６月　同社常務取締役　内部統制室長兼経営企画統括室長<br>平成24年６月　当社常務取締役　経営企画統括室長兼経営監査部担当<br>平成24年６月　当社三協アルミ社　上席事業役員<br>(現在に至る)<br>平成25年８月　当社常務取締役　経営企画統括室長兼経営監査部担当兼情報システム統括室長<br>平成26年８月　当社常務取締役　執行役員<br>(現在に至る) | 4,700株 |
| 5 | 山田 浩司<br>(やまだ ひろし)<br>(昭和30年11月３日生) | 昭和53年４月　日本開発銀行（現、㈱日本政策投資銀行）入行<br>平成11年10月　同行情報企画部次長<br>平成15年４月　㈱ウェザーニューズ出向<br>平成20年４月　同社入社　社長室長<br>平成22年５月　三協・立山ホールディングス㈱顧問<br>平成22年６月　三協立山アルミ㈱常務執行役員<br>平成22年８月　三協・立山ホールディングス㈱常務取締役　総務人事統括室長<br>平成24年６月　当社常務取締役　総務人事統括室長<br>平成27年６月　当社常務取締役　財務経理統括室長兼情報システム統括室長兼総務人事統括室担当<br>(現在に至る) | 5,100株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数<br>(普通株式) |
|---|---|---|---|
| 6 | 中野敬司<br>(昭和28年２月９日生) | 昭和51年４月　三協アルミニウム工業㈱入社<br>平成15年12月　同社経営企画室部長兼三協・立山ホールディングス㈱経営企画室部長<br>平成17年９月　同社執行役員<br>平成18年６月　三協立山アルミ㈱執行役員<br>平成19年８月　同社常務執行役員<br>平成21年８月　同社取締役　常務執行役員<br>平成24年６月　当社取締役　執行役員（現在に至る）<br>平成24年６月　当社三協アルミ社　上席事業役員<br>平成26年６月　当社タテヤマアドバンス社社長（現在に至る） | 11,500株 |
| 7 | 阿見秀一<br>(昭和25年12月４日生) | 昭和49年４月　三協アルミニウム工業㈱入社<br>平成11年５月　同社商品部（住宅）部長<br>平成14年６月　同社サッシ建材部長<br>平成15年３月　同社営業サポート部長<br>平成18年６月　三協立山アルミ㈱住宅建材事業本部住宅事業企画部長<br>平成19年３月　同社マーケティング本部副本部長兼住宅商品マーケティング室部長<br>平成20年６月　同社住宅建材本部住宅企画部長<br>平成22年６月　同社執行役員<br>平成24年６月　当社執行役員　技術統括室長<br>平成24年６月　当社三協アルミ社　事業役員<br>平成26年８月　当社取締役　執行役員　技術統括室長（現在に至る）<br>平成27年６月　当社三協アルミ社　副社長（現在に至る） | 3,100株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数（普通株式） |
|---|---|---|---|
| 8 | ※<br>平能正三（ひらのしょうぞう）<br>（昭和33年４月28日生） | 昭和57年４月　三協アルミニウム工業㈱入社<br>平成20年６月　三協立山アルミ㈱千葉支店長<br>平成23年６月　同社ビル事業部ビル建材部長<br>平成24年６月　当社三協アルミ社　ビル事業部ビル建材部長<br>平成26年６月　当社三協アルミ社　事業役員（現在に至る） | 1,700株 |
| 9 | ※<br>黒崎聡（くろさきさとし）<br>（昭和30年11月13日生） | 昭和53年４月　三協アルミニウム工業㈱入社<br>平成17年４月　同社人事部長<br>平成17年８月　三協・立山ホールディングス㈱経営企画室部長兼三協アルミニウム工業㈱経営企画室部長<br>平成18年６月　三協・立山ホールディングス㈱経営企画室部長兼三協立山アルミ㈱経営企画部長<br>平成20年６月　三協立山アルミ㈱調達本部副本部長<br>平成21年６月　同社調達本部長<br>平成24年６月　当社三協アルミ社　東海住宅建材支店長<br>平成27年６月　当社総務人事統括室長（現在に至る） | 1,100株 |

（注）1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は平成18年６月１日付で合併し、三協立山アルミ㈱に商号を変更いたしました。
4. 三協立山アルミ㈱、三協マテリアル㈱及びタテヤマアドバンス㈱は、平成24年６月１日に、三協立山アルミ㈱を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ㈱は同日付で商号を三協立山㈱に変更いたしました。
5. 三協立山㈱は平成24年12月１日付で親会社であった三協・立山ホールディングス㈱と、三協立山㈱を存続会社として合併いたしました。

**第４号議案**　監査等委員である取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数（普通株式） |
|---|---|---|---|
| 1 | ※<br>三村伸昭（みむらのぶあき）<br>（昭和27年４月26日生） | 昭和51年４月　立山アルミニウム工業㈱入社<br>平成16年６月　同社経営企画部長兼三協・立山ホールディングス㈱経営企画本部経営管理室部長<br>平成18年６月　三協立山アルミ㈱経営企画本部経営管理部長<br>平成18年11月　タテヤマアドバンス㈱経営企画本部経営管理部長<br>平成19年６月　同社執行役員<br>平成20年８月　同社取締役　執行役員<br>平成21年８月　同社取締役　常務執行役員<br>平成23年８月　同社代表取締役　常務執行役員<br>平成24年６月　当社取締役　執行役員<br>平成24年６月　当社タテヤマアドバンス社社長<br>平成26年６月　当社取締役<br>平成26年８月　当社常勤監査役<br>（現在に至る） | 7,430株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数<br>(普通株式) |
|---|---|---|---|
| 2 | ※<br>野崎博見<br>(のざきひろみ)<br>(昭和29年６月23日生) | 昭和52年４月　日本開発銀行（現、㈱日本政策投資銀行）入行<br>平成11年10月　同行プロジェクトファイナンス部企画審議役<br>平成12年３月　同行プロジェクトファイナンス部次長<br>平成12年６月　同行地域企画部次長<br>平成14年５月　同行地域企画部審議役<br>平成15年６月　同行地域企画部長<br>平成16年７月　筑波都市整備㈱執行役員<br>平成21年６月　西池袋熱供給㈱代表取締役専務<br>平成26年６月　同社代表取締役専務退任<br>平成26年８月　当社常勤監査役<br>（現在に至る） | 300株 |
| 3 | ※<br>佐野孝司<br>(さのたかし)<br>(昭和27年１月22日生) | 昭和49年４月　富山軽金属工業㈱入社<br>平成18年６月　三協立山アルミ㈱関西マテリアル支店長<br>平成19年６月　三協マテリアル㈱関西支店長<br>平成22年６月　同社　執行役員<br>平成23年８月　同社　取締役　常務執行役員<br>平成24年６月　当社三協マテリアル社　上席事業役員<br>平成27年６月　当社　顧問<br>（現在に至る） | 2,200株 |
| 4 | ※<br>角木完太郎<br>(かどきかんたろう)<br>(昭和24年12月27日生) | 昭和43年４月　名古屋国税局　入局<br>平成19年７月　金沢国税局　課税部次長<br>平成20年７月　金沢国税局　調査査察部長<br>平成21年７月　金沢国税局　退官<br>平成23年６月　北陸電話工事㈱監査役<br>（現在に至る）<br>平成23年８月　三協立山アルミ㈱監査役<br>平成24年６月　当社監査役<br>（現在に至る） | 1,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数<br>（普通株式） |
|---|---|---|---|
| 5 | ※<br>荒木二郎（あらきじろう）<br><br>（昭和25年２月24日生） | 昭和47年４月　住友信託銀行㈱（現、三井住友信託銀行㈱）入社<br>平成11年６月　同社執行役員　神戸支店長<br>平成13年６月　同社常務執行役員<br>平成15年６月　同社取締役　常務執行役員<br>平成16年６月　同社取締役　専務執行役員<br>平成18年６月　住信リース㈱代表取締役社長<br>平成19年６月　住友信託銀行㈱（現、三井住友信託銀行㈱）取締役<br>平成20年６月　同社顧問<br>平成20年６月　住友不動産㈱顧問<br>平成21年８月　三協・立山ホールディングス㈱監査役<br>平成24年６月　当社監査役（現在に至る） | 800株 |

（注）1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 野崎博見氏、角木完太郎氏及び荒木二郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野崎博見氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
5. 角木完太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の税理士としての専門的見地と他社の社外監査役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
6. 荒木二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
7. 野崎博見氏及び角木完太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
8. 当社と野崎博見氏、角木完太郎氏及び荒木二郎氏は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。各氏が選任された場合、当社は各氏と当該契約を改めて締結する予定であります。
9. 三協アルミニウム工業㈱と富山軽金属工業㈱は平成13年12月１日付で三協アルミニウム工業㈱を存続会社として合併しました。
10. 三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は平成18年６月１日付で合併し、三協立山アルミ㈱に商号を変更いたしました。
11. 三協立山アルミ㈱、三協マテリアル㈱及びタテヤマアドバンス㈱は、平成24年６月１日に、三協立山アルミ㈱を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ㈱は同日付で商号を三協立山㈱に変更いたしました。
12. 三協立山㈱は平成24年12月１日付で親会社であった三協・立山ホールディングス㈱と、三協立山㈱を存続会社として合併いたしました。

**第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める社外取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | 所有する当社株式の数<br>（普通株式） |
|---|---|---|---|
| 黒崎 康夫<br>（くろさき やすお）<br>（昭和20年12月２日生） | 昭和43年４月 | 日本開発銀行㈱（現、㈱日本政策投資銀行）入行 | 2,000株 |
| | 平成７年４月 | 同行審査部長 | |
| | 平成８年６月 | ㈶日本経済研究所専務理事 | |
| | 平成10年６月 | 埼玉高速鉄道㈱常務取締役 | |
| | 平成15年８月 | 三協アルミニウム工業㈱常勤監査役 | |
| | 平成18年６月 | 三協立山アルミ㈱常勤監査役 | |
| | 平成23年10月 | ㈱黒崎インターナショナル代表取締役（現在に至る） | |

（注）1. 黒崎康夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 黒崎康夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 黒崎康夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏の長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見識を当社の取締役会の監督機能強化に活かしていただくためであります。
4. 黒崎康夫氏が社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 黒崎康夫氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
6. 三協アルミニウム工業㈱と立山アルミニウム工業㈱は平成18年６月１日付で合併し、三協立山アルミ㈱に商号を変更いたしました。
7. 三協立山アルミ㈱、三協マテリアル㈱及びタテヤマアドバンス㈱は、平成24年６月１日に、三協立山アルミ㈱を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ㈱は同日付で商号を三協立山㈱に変更いたしました。
8. 三協立山㈱は平成24年12月１日付で親会社であった三協・立山ホールディングス㈱と、三協立山㈱を存続会社として合併いたしました。

**第６号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年６月開催の臨時株主総会において年額400百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は８名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は９名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任も考慮して、年額130百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は５名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

以　上

# 株主総会会場案内図

**会　場**：富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社　本社 ショウルーム
２階大ホール

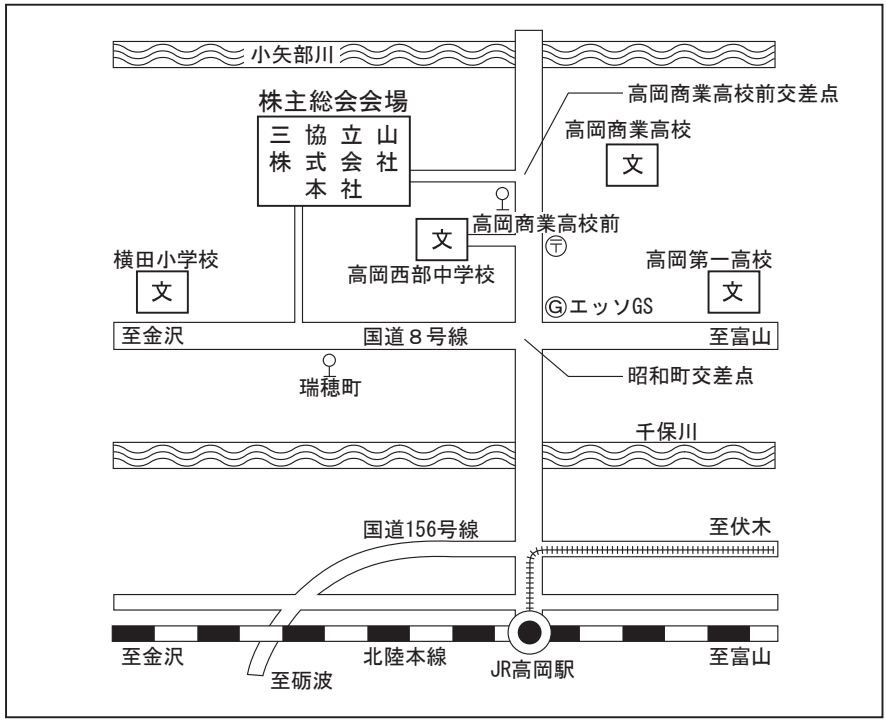


**交　通**：JR　……JR高岡駅
航空……富山空港
※富山空港よりJR高岡駅前までバス約40分
※JR高岡駅より会場までの交通の便
福岡・石動方面行バス乗車約10分
「瑞穂町」下車、徒歩約５分
国吉・勝木原方面行バス乗車約10分
「高岡商業高校前」下車、徒歩約５分

（定時株主総会招集ご通知添付書類）

# 第 70 期　報　告　書

（平成26年６月１日から
平成27年５月31日まで）

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本

# 三協立山株式会社

添付書類

# 事　業　報　告

（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）

## Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

### 1.　事業の経過及び成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や物価上昇による実質所得の減少などから、前半は個人消費や住宅投資が低迷しましたが、後半は駆け込み需要の反動減が徐々に緩和されたことに加え、円安による輸出の持ち直しや企業収益の改善などから、緩やかな回復基調が続きました。一方で、円安進行による輸入原材料の価格高騰が継続し、輸入企業の利益圧迫や価格転嫁の動きが見られました。

建材市場は、消費税率引上げ後の駆け込み需要の反動減などから、新設住宅着工戸数が88万戸（前年比89.2%）と大きく減少しました。

アルミニウム形材及びビレット市場は、自動車等の軽量化需要などを背景に輸送、一般機械分野での需要が堅調に推移しました。

商業施設市場は、コンビニエンスストアやドラッグストアの新規出店・改装需要が堅調に推移しました。

このような状況下、『さらなる成長と新たな価値創造』を基本方針とする中期経営計画の目標達成に向け、「改装・リフォーム事業の強化」「非建材事業の強化」「海外展開」への取り組みを進め、Aleris International,Incからのアルミニウム押出事業の譲受、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.の子会社化など、平成23年7月に公表しましたVISION2020の達成に向けて諸施策を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,923億91百万円（前連結会計年度比1.0%減）、営業利益85億41百万円（前連結会計年度比48.6%減）、経常利益79億28百万円（前連結会計年度比49.0%減）、当期純利益59億49百万円（前連結会計年度比53.1%減）となりました。

当社は、グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、継続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

配当につきましては、業績状況や内部留保の充実などを勘案した上で、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。当期の配当につきましては、すでに実施しました中間配当15円に、期末配当20円を加えた１株当たり35円の普通配当を予定しております。また、次期の配当につきましては、引き続き内部留保の充実を中心にしつつ、安定的な配当を継続してまいります。

事業別の概況は次のとおりです。なお、最近の海外での事業展開の拡大に伴い、国際事業を追加しております。

【建材事業】

建材事業につきましては、販売網の強化、リフォーム需要の取り込み、首都圏ショウルームの開設や「ドラえもん」を起用した販売促進策の強化などを推進しました。

ビル建材事業では、コスト改善を推進するとともに、エリア戦略による営業基盤の強化や差別化商品の拡販に取組みました。また、国内最高水準の水密性能を有するカーテンウォール「NL-R」を発売しました。

改装・環境分野のSTER事業では、マンション、一般ビル、学校などの改修需要の取り込みやコスト改善を推進しました。

住宅建材事業では、販促キャンペーンによる新規販路の拡大や防火商品の拡販を推進しました。また、高断熱樹脂窓「スマージュ」「トリプルスマージュ」が2014年度グッドデザイン賞を受賞しました。

エクステリア事業では、販売支援体制の強化、新商品の拡販、リフォーム需要への取組みを推進しました。また、北陸新幹線新高岡駅に大型フェンス「フレラインＮ１型」や通路シェルター「ブレラウェイＳ」などの当社商品が多数採用されました。

以上、各事業における施策を進めてまいりましたが、新設住宅着工戸数の減少、アルミ地金価格の高騰、競争激化などにより、売上高2,098億94百万円（前連結会計年度比7.0％減）、営業利益44億32百万円（前連結会計年度比64.2％減）となりました。

【マテリアル事業】

マテリアル事業につきましては、合金開発から加工までの一貫生産体制、大型形材や高精度加工への対応などの強みを活かし、輸送関連や一般機械関連の需要を中心とした取り込みなどを進めました。また、新規事業分野への参入に向け、株式会社リョーサンからヒートシンク生産事業を承継した三協サーモテック株式会社を設立するなど、事業領域強化に向けた体制を整備しました。

以上の結果、売上高440億77百万円（前連結会計年度比15.1%増）、営業利益31億60百万円（前連結会計年度比5.1%増）となりました。

【商業施設事業】

商業施設事業につきましては、コンビニエンスストアやドラッグストアを中心とした新規出店や改装需要の取り込みを推進してまいりました。また、海外においては、上海の製造・販売拠点からの日本への什器輸出や豪州、中国、ASEAN市場への販売拡大などに取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高339億93百万円（前連結会計年度比9.4%増）、営業利益17億22百万円（前連結会計年度比33.8%増）となりました。

【国際事業】

国際事業につきましては、平成27年3月にAleris International,Inc. のアルミニウム押出事業の譲受及びThai Metal Aluminium Co.,Ltd.の子会社化を完了し、海外における事業領域の拡大、事業展開基盤の確立に向けた取組みを開始致しました。

以上の結果、売上高42億76百万円となりましたが、営業利益は、M&Aに伴う費用の発生などにより、7億97百万円の損失（前連結会計年度は10百万円の損失）となりました。なお、当連結会計年度に取得した子会社については、平成27年３月分の売上高、利益を基に記載しております。

## (2) 事業別の売上高と営業利益の推移

| 事業区分 | | 第69期（平成25年6月～平成26年5月） | | 第70期（当連結会計年度）（平成26年6月～平成27年5月） | | 前連結会計年度比増減 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 構成比 | | 構成比 | | 増減率 |
| | | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 建材事業 | 売上高 | 225,706 | 76.4 | 209,894 | 71.8 | △15,812 | △7.0 |
| | 営業利益 | 12,365 | 74.4 | 4,432 | 51.9 | △7,932 | △64.2 |
| マテリアル事業 | 売上高 | 38,309 | 13.0 | 44,077 | 15.1 | 5,767 | 15.1 |
| | 営業利益 | 3,007 | 18.1 | 3,160 | 37.0 | 153 | 5.1 |
| 商業施設事業 | 売上高 | 31,080 | 10.5 | 33,993 | 11.6 | 2,913 | 9.4 |
| | 営業利益 | 1,287 | 7.7 | 1,722 | 20.2 | 435 | 33.8 |
| 国際事業 | 売上高 | － | － | 4,276 | 1.4 | 4,276 | － |
| | 営業利益 | △10 | △0.1 | △797 | △9.3 | △786 | － |
| その他 | 売上高 | 139 | 0.0 | 149 | 0.1 | 9 | 6.8 |
| | 営業利益 | 95 | 0.6 | 106 | 1.2 | 10 | 10.9 |
| 消去又は全社 | 売上高 | － | － | － | － | － | － |
| | 営業利益 | △131 | △0.8 | △82 | △1.0 | 49 | △37.5 |
| 合計 | 売上高 | 295,236 | 100.0 | 292,391 | 100.0 | △2,844 | △1.0 |
| | 営業利益 | 16,613 | 100.0 | 8,541 | 100.0 | △8,071 | △48.6 |

（注） 1. 第69期、第70期に記載の△は、当該連結会計年度の損失を示しております。
2. 前連結会計年度比増減に記載の△は、前連結会計年度比減少を示しております。
3. 当連結会計年度より、新たに「国際事業」を加えた「建材事業」、「マテリアル事業」、「商業施設事業」及び「国際事業」の４事業に事業区分を変更しております。これに伴い、第69期及び前連結会計年度比の数値を当連結会計年度の事業区分に組替えて算出しております。
4. 「国際事業」において、当連結会計年度に取得した海外の子会社については、平成27年3月分の売上高、利益を基に記載しております。
5. 平成26年1月17日付で設立しました子会社SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.は、これまで「マテリアル事業」に区分しておりましたが、「国際事業」の新設に伴い、当連結会計年度より「国際事業」に区分の変更をしております。

## 2. 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

| 区　　分 | 三協・立山ホールディングス株式会社(注1)<br>第９期<br>（平成23年６月～平成24年５月） | 第 68 期<br>（平成24年６月～平成25年５月） | 第 69 期<br>（平成25年６月～平成26年５月） | 第 70 期<br>(当連結会計年度)<br>（平成26年６月～平成27年５月） |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 272,554 | 271,757 | 295,236 | 292,391 |
| 営業利益 | 10,398 | 12,073 | 16,613 | 8,541 |
| 経常利益 | 9,037 | 11,009 | 15,553 | 7,928 |
| 当期純利益 | 4,609 | 11,635 | 12,698 | 5,949 |
| １株当たり当期純利益 | 14円72銭 | 370円３銭 | 404円９銭 | 189円43銭 |
| 純資産 | 54,209 | 68,205 | 72,241 | 85,148 |
| 総資産 | 212,862 | 216,545 | 234,243 | 270,557 |

（注）1. 上表の第９期は、平成24年12月１日に吸収合併いたしました親会社であった三協・立山ホールディングス株式会社の値を参考として記載しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。期中平均発行済株式数は、三協・立山ホールディングス株式会社第９期313,255,623株、第68期31,443,789株、第69期31,424,855株、当連結会計年度31,409,991株となっております。

## 3. 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、個人消費の緩やかな回復などにより、景気は底堅く推移するものと思われますが、円安による輸入原材料価格の高止まりは今後も継続することが見込まれます。

建材市場につきましては、平成27年度の新設住宅着工戸数は89万戸（前年比101.0％）、非木造建築着工床面積は約78百万㎡（前年度比99.0％）と概ね前期並みで推移するものと想定しております。

アルミニウム形材及びビレットの国内市場では、設備投資の増加基調や円安により輸送、一般機械分野での輸出製品を中心に堅調な需要が見込まれます。

商業施設市場では、コンビニエンスストア、ドラッグストアなど専門量販店の出店需要、小売業の再編、経営統合の動きに伴う改装需要が見込まれます。

また、海外市場につきましては、ASEANなど新興国を中心に高い経済成長率での推移が見込まれるとともに、輸送分野などアルミ化需要の増大を背景に関連メーカーの生産量増加が見込まれます。

このような状況を見据え、今般、市況の動向や当社の海外事業展開を踏まえてVISION2020の見直しを図るとともに、次期３ヵ年（平成28年5月期～平成30年5月期）の新中期経営計画を策定しました。

目標達成に向け、既存事業の拡大とともに「改装・リフォーム事業の強化」「非建材事業の強化」「海外展開」に向け、グループ総合力の発揮、市況変化に柔軟に対応する強固な事業体制の構築を引き続き推進してまいります。

創業の原点である「お得意先・地域社会・社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神を当社グループ全体が認識し、お客様に喜びと満足を提供する企業活動を展開することで、引き続きグループ企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## 4. 主要な事業内容（平成27年５月31日現在）

| 事業区分 | 主　要　製　品 |
|---|---|
| 建材事業 | ①ビル用建材（ビル用サッシ、ドア、カーテンウォール、中低層用サッシ、自然換気システム、フロントサッシ、改装材、手すり、内外装建材等）<br>②住宅用建材（住宅用サッシ、玄関ドア・引戸、窓まわり商品、インテリア建材等）<br>③エクステリア建材（門柱、門扉、フェンス、カーポート、バルコニー、テラス、通路シェルター等） |
| マテリアル事業 | 形材（輸送関連機器用、電気・電子関連機器用、産業機械関連用、工場設備用）、アルミビレット |
| 商業施設事業 | 店舗用什器・その他（汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等）<br>看板（規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等） |
| 国際事業 | 欧州におけるアルミニウム押出材（航空機、鉄道、自動車等）及びASEANにおけるアルミビレット・アルミ製品（建材用形材、自動車等） |

## 5. 主要な事業拠点等（平成27年５月31日現在）

| 名　称 | | | 所　在　地 |
|---|---|---|---|
| 当　社 | 本　社 | | 富山県高岡市 |
| | 東京オフィス | | 東京都中野区 |
| | 三協アルミ社 | | 富山県高岡市 |
| | | 支　店 | 東京、大阪、愛知をはじめとする21都道府県に所在 |
| | | 工　場 | 佐加野工場（富山県高岡市）、福岡工場（同）、新湊工場（富山県射水市）、射水工場（同）、福光工場（富山県南砺市）、福野工場（同）、氷見工場（富山県氷見市） |
| | 三協マテリアル社 | | 富山県高岡市、東京都中野区 |
| | | 支　店 | 東京、愛知、富山、大阪 |
| | | 工　場 | 高岡工場（富山県高岡市）、戸出工場（同）、新湊東工場（富山県射水市）、奈呉工場（同）、石川工場（石川県羽咋郡宝達志水町） |
| | タテヤマアドバンス社 | | 東京都中央区 |
| | | 支　店 | 北海道、宮城、東京、埼玉、富山、愛知、大阪、岡山、福岡 |
| | | 工　場 | 横浜工場（神奈川県横浜市） |
| 三協テック株式会社 | 本　社 | | 富山県高岡市 |
| | 支　店 | | 東京をはじめとする37都道府県に所在 |
| 協立アルミ株式会社 | 本　社 | | 富山県南砺市 |

| 名称 | | 所在地 |
|---|---|---|
| 三精工業株式会社 | 本社 | 富山県射水市 |
| ＳＴメタルズ株式会社 | 本社 | 富山県高岡市 |
| ＳＴ物流サービス株式会社 | 本社 | 富山県小矢部市 |
| 三協化成株式会社 | 本社 | 富山県高岡市 |
| サンクリエイト株式会社 | 本社 | 富山県南砺市 |
| ST Extruded Products Germany GmbH | 本社 | ドイツ連邦共和国バーデン=ヴュルテンベルク州 |
| Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. | 本社 | タイ王国サムットプラカーン県 |
| Sankyo Tateyama Europe BVBA | 本社 | ベルギー王国アントウェルペン州 |
| Aluminium Capital Pte.Ltd. | 本社 | シンガポール共和国 |
| Aleris Aluminum (Tianjin)Co.,Ltd. | 本社 | 中華人民共和国天津市 |
| SANKYO TATEYAMA (THAILAND)Co.,Ltd. | 本社 | タイ王国バンコク郡 |

## 6. 使用人の状況（平成27年５月31日現在）

| 使用人数 | 前連結会計年度末比 |
|---|---|
| 11,320名 | 2,479名増 |

（注）1. 使用人数は当社及び連結子会社の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）です。
2. 使用人数には、当連結会計年度中に連結の範囲に含めた国際事業関連の子会社による増加分（2,256名）を含みます。

## 7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は61億16百万円であります。その主なものは、設備の合理化、修繕であります。

## 8. 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、Ｍ＆Ａ関連資金のため短期借入で総額210億円の資金調達を行い、運転資金、設備投資等の所要資金のため長期借入で総額69億円の資金調達を行いました。

また、当社は、資金効率向上を目的として平成27年3月に取引金融機関10行と総枠200億円のコミットメントライン契約を締結し、当連結会計年度末における借入実行残高は、100億円となっております。

## 9. 主要な借入先の状況（平成27年５月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 13,359 百万円 |
| 株式会社北陸銀行 | 13,253 |
| 株式会社三井住友銀行 | 8,523 |
| 株式会社富山第一銀行 | 3,599 |
| 株式会社みずほ銀行 | 3,282 |
| 株式会社北國銀行 | 3,173 |
| 農林中央金庫 | 3,127 |

（注） シンジケートローン金額を除く。

## 10. 重要な子会社の状況（平成27年５月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 三協テック株式会社 | 50 百万円 | 100 % | アルミ建材等の販売、施工 |
| 協立アルミ株式会社 | 100 百万円 | 100 | インテリア建材及びその他の住宅用建材の製造 |
| 三精工業株式会社 | 490 百万円 | 100 | 店舗用什器の製造 |
| ＳＴメタルズ株式会社 | 100 百万円 | 100 | アルミ建材、スチール建材の製造 |
| ＳＴ物流サービス株式会社 | 300 百万円 | 100 | サッシその他アルミ商品の貨物利用運送事業及び物流作業請負 |
| 三協化成株式会社 | 100 百万円 | 100 | 樹脂建材及び建材用部品の製造 |
| サンクリエイト株式会社 | 100 百万円 | 100 | アルミ鋳物製品の製造 |
| ST Extruded Products Germany GmbH | 6,646 千EUR | 100 | アルミニウム押出事業 |
| Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. | 1,680 百万THB | 62.26 | アルミビレット、アルミ製品の製造及び販売 |
| Sankyo Tateyama Europe BVBA | 29,658 千EUR | 100 | ST Extruded Products Germany GmbH 等の事業の運営、統括、管理及びアルミニウム押出事業 |

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| Aluminium Capital Pte.Ltd. | 千US$ 38,640 | 100 | Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.等の株式を保有する特別目的会社 |
| Aleris Aluminum (Tianjin)Co.,Ltd. | 千 人民元 219,664 | % 100 | アルミ製品の製造及び販売 |
| SANKYO TATEYAMA (THAILAND)Co.,Ltd. | 百万 THB 550 | 100 | アルミニウム鋳造等 |

(注)　出資比率には子会社が保有する間接保有を含みます。

## 11.　その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1)当社は、平成26年６月１日付で当社を存続会社として連結子会社である三協工機株式会社を吸収合併いたしました。

(2)当社は、平成26年９月１日付で株式会社リョーサンのヒートシンク生産事業に係る国内事業部門を会社分割の方式により承継する三協サーモテック株式会社を設立し、ヒートシンク事業の海外事業部門であるRyosan Engineering(Thailand)Co.,Ltd.(現:Sankyo Engineering(Thailand)Co.,Ltd.)及びRyosan Electronics (Foshan)Co.,Ltd.(現：佛山三協電子有限公司) を取得し、子会社化いたしました。

(3)当社は、平成26年10月29日付でベルギー王国に子会社Sankyo Tateyama Europe　BVBA (旧社名 : Sankyo Tateyama Euro BVBA) を設立いたしました。

(4)当社は、平成27年１月26日付でタイ王国に子会社STTA (Thailand) Co.,Ltd.を設立いたしました。

(5)当社は、平成27年3月1日付でAleris International,Inc.の一部の事業の譲り受けを完了し、Aleris Extruded Products Germany GmbH (現：ST Extruded Products Germany GmbH)、Duinlust Grundstücks GmbH及びAleris Aluminum (Tianjin) Co.,Ltd.を子会社化いたしました。

(6)当社は、平成27年３月２日付でタイ国内でアルミビレット製造・押出・加工を行うThai Metal Aluminium Co.,Ltd.を間接的に支配するAluminium　Capital Pte.Ltd.の全株式を取得し、子会社化いたしました。当該取得に伴い、Thai Metal Holding Co.,Ltd.、Noble Aluminium Co.,Ltd. 及びCSI Vision Co.,Ltd.を子会社化いたしました。

(7)当社は、平成27年３月２日付でSTTA Pte.Ltd. (シンガポール共和国) 及びThai-Aust　Aluminium Co.,Ltd. (タイ王国) の株式を取得し、子会社化いたしました。

## Ⅱ．株式及び新株予約権等に関する事項（平成27年５月31日現在）

### 1. 株式数

| | | |
|---|---|---|
| 発行可能株式総数 | 普通株式 | 150,000,000株 |
| | Ａ種優先株式 | 1,000,000株 |
| | Ｂ種優先株式 | 1,000,000株 |
| | Ｃ種優先株式 | 1,000,000株 |
| | Ｄ種優先株式 | 1,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 普通株式 | 31,554,629株 |
| （うち自己株式数 | | 47,682株） |

### 2. 株主数

22,492名

### 3. 大株主

| 株主名 | 持株数（普通株式） | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| 住友化学株式会社 | 2,235 | 7.09 |
| 三協立山社員持株会 | 1,134 | 3.60 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 971 | 3.08 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 950 | 3.02 |
| 三協立山持株会 | 917 | 2.91 |
| 株式会社北陸銀行 | 888 | 2.82 |
| ＳＴ持株会 | 857 | 2.72 |
| 第一生命保険株式会社 | 445 | 1.41 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 440 | 1.40 |
| 住友林業株式会社 | 437 | 1.39 |

（注） 当社は、自己株式47,682株を保有しており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

### 4. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 5. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## Ⅲ．会社役員に関する事項

### 1.　取締役及び監査役の氏名等（平成27年５月31日現在）

| 地　位 | 氏　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 藤木正和 | |
| 代表取締役社長 | 山下清胤 | |
| 取締役副社長執行役員 | 蒲原彰三 | 三協アルミ社社長 |
| 常務取締役執行役員 | 岡本誠 | 国際事業統括室長 兼 財務経理統括室担当　兼 三協マテリアル社社長 |
| 常務取締役執行役員 | 庄司美次 | 経営企画統括室長 兼 経営監査部担当 兼 情報システム統括室長 兼 三協アルミ社上席事業役員 |
| 常務取締役 | 山田浩司 | 総務人事統括室長 |
| 取締役執行役員 | 中野敬司 | タテヤマアドバンス社社長 |
| 取締役執行役員 | 阿見秀一 | 技術統括室長 兼 三協アルミ社事業役員 |
| 常勤監査役 | 市山久一 | |
| 常勤監査役 | 三村伸昭 | |
| 常勤監査役 | 野崎博見 | |
| 監査役 | 角木完太郎 | 税理士<br>北陸電話工事株式会社 社外監査役 |
| 監査役 | 荒木二郎 | |

（注）1. 監査役のうち野崎博見氏、角木完太郎氏、荒木二郎氏は、社外監査役です。また、野崎博見氏、角木完太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

2. 常勤監査役 市山久一氏は、平成24年12月1日に吸収合併した親会社であった三協・立山ホールディングス株式会社の財務経理統括室副統括室長や財務部長などとして長年にわたる財務業務に従事していた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役 角木完太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 取締役　三村伸昭氏及び常勤監査役 大原達夫氏、牧文夫氏は平成26年８月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

4. 取締役 阿見秀一氏は平成26年８月27日開催の第69回定時株主総会にて取締

役に選任されました。
5. 常勤監査役 三村伸昭氏、野崎博見氏は、退任した大原達夫氏及び牧文夫氏の補欠として、平成26年８月27日開催の第69回定時株主総会にて監査役に選任されました。
6. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

| 氏　名 | 地位、担当、重要な兼職の状況 | | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| | 変 更 後 | 変 更 前 | |
| 三村 伸昭 | 取締役 | 取締役 執行役員<br>タテヤマアドバンス社<br>社長 | 平成26年６月１日 |
| 中野 敬司 | 取締役 執行役員<br>タテヤマアドバンス社<br>社長 | 取締役 執行役員<br>三協アルミ社上席事業<br>役員 | 平成26年６月１日 |
| 庄司 美次 | 常務取締役　執行役員<br>経営企画統括室長<br>経営監査部担当<br>情報システム統括室長<br>三協アルミ社上席事業<br>役員 | 常務取締役<br>経営企画統括室長<br>経営監査部担当<br>情報システム統括室長<br>三協アルミ社上席事業<br>役員 | 平成26年８月27日 |
| 岡本　誠 | 常務取締役　執行役員<br>国際事業統括室長<br>財務経理統括室担当<br>三協マテリアル社社長 | 常務取締役　執行役員<br>財務経理統括室担当<br>三協マテリアル社社長 | 平成27年４月１日 |

7. 責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。
当社と常勤監査役 野崎博見氏及び監査役 角木完太郎氏、荒木二郎氏とは、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。

## 2. 取締役及び監査役に対する報酬等

| 区　　分 | 員　　数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 9　名 | 271　百万円 |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | 7<br>(4) | 71<br>(30) |
| 合　　計 | 16 | 342 |

（注）1. 株主総会で定められた役員報酬限度額は、取締役分が年額400百万円以内、監査役分が年額130百万円以内です。
2. 使用人兼務取締役はおりません。
3. 報酬等には役員賞与を含みます。
4. 平成27年５月現在の取締役は８名、監査役は５名です。なお、上表の員数と相違しているのは、平成26年８月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役２名を含んでいるためです。

## 3. 社外役員等に関する事項

### (1) 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

常勤監査役 野崎博見氏に重要な兼職はありません。監査役 角木完太郎氏は、北陸電話工事株式会社の社外監査役を兼務しております。同社と当社との間に特別の利害関係はありません。監査役 荒木二郎氏は、平成26年６月30日に住友不動産株式会社の顧問を退任し、平成27年２月28日に三井住友信託銀行株式会社の顧問を退任しております。住友不動産株式会社と当社の間には建材売買、不動産賃貸借等の取引関係があります。三井住友信託銀行株式会社は、当社の大株主であり、同社と当社との間には、金銭借入等の取引関係があります。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 常勤監査役 | 野 崎 博 見 | 当事業年度中監査役就任後に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会10回のうち10回に出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の業務執行者として培った見地から発言し意見を述べております。 |
| 監　査　役 | 角木完太郎 | 当事業年度中に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に税理士としての専門的見地と他社の社外監査役等として培った見地から適宜発言し意見を述べております。 |
| 監　査　役 | 荒 木 二 郎 | 当事業年度中に開催された取締役会22回のうち20回、監査役会14回のうち13回に出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と他社の代表取締役等として培った見地から発言し意見を述べております。 |

（注） 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

### (3) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、コーポレートガバナンス体制の強化のため社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、選任する場合は、当社の業務を理解し、独立した立場から業務執行に対する助言、監督を期待できる人材が適任と考え、社外監査役に加えて社外取締役の適任候補者の選任を株主総会に提案できるまでには至っておりませんでした。第70回定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行することに伴い、適任の候補者である社外取締役の選任を提案しております。

## Ⅳ. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 94百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 229百万円 |

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

### 3. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### 4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、海外M&Aにおける財務デューデリジェンス業務等についての対価を支払っております。

### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任します。

### 6. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の契約を締結しておりません。

## Ⅴ．業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経営理念」を実現するため、「ＣＳＲ憲章」「ＣＳＲ行動規範」等に基づき企業活動を行い、法令及び定款はもとより社会規範を遵守し、高い倫理観を持って責任ある行動をすることを、経営の重要課題としています。

当社は以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会決議により定めており、当社グループは、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令遵守・企業倫理等の方針及び規程を定め、取締役が率先してその規範を示すとともに、当社および当社グループ会社の役職員全員への浸透を図ります。それを確実なものとするため代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、またその下にコンプライアンス委員会を設置することにより、内部統制システムの構築及び問題点の把握・改善に努めます。

(2) 取締役は、業務執行において法令及び定款を遵守し、取締役会は、取締役が法令及び定款を遵守しているか、また内部統制システムに関する基本方針に従い、適切に内部統制システムを構築、運用しているかについて監督義務を果たします。

(3) 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないこととし、それを明記した「コンプライアンス行動基準」に基づき対応します。また不当要求防止責任者を選任し組織的な体制を整備いたします。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役が主催又は出席し重要な意思決定を行う会議の議事経過や決定事項及び取締役が決定者となる社内稟議その他取締役の職務の執行に係る情報は文書化し、保存します。

(2) 上記(1)の議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理します。

(3) 取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態で管理します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社グループ各社におけるリスクに対する意識の浸透、当社グループのリスクの早期発見及び顕在化の未然防止、また不測事態における対応等を定めた規程を整備します。

(2) 当社は、当社グループの内部統制・リスク管理を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク管理に関する全社方針を定め適時にリスクを評価し、各リスク管理担当部署の計画策定・対策実施状況を監視・監督し、必要に応じて改善を求めるなど、一連の管理を通して適切なリスク管理体制を整備します。
(3) 不測のリスクについては、危機管理規程及びその運用マニュアルに基づき、未然防止から発生時対応までの当社グループ統一的な危機管理体制を整備します。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

(1) 当社は執行役員制及び事業役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
(2) 取締役会における重要な意思決定に際しては、潜在リスクが明確にされており、そのリスクを考慮して効率的かつ十分な議論を行うための体制を整備します。
(3) グループ全体の経営課題及び子会社各社の重要事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その決定をもって執行します。
(4) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、社内規程にて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めます。
(5) 当社グループの経営計画・利益計画を策定し、それに基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

**5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

(1) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置、またその下にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上及びグループ内への浸透を図ります。
(2) 当社及び当社グループ各社における不正並びにコンプライアンス違反については、コンプライアンス委員会を主体とした対応体制により、発生防止や早期発見に努めます。
(3) 代表取締役社長に直属する内部監査部門として経営監査部を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

**6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、グループ行動指針を定め、それを担保する諸規程を整備します。
(2) 企業集団に属する当社子会社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、当社子会社が適切な内部管理システムを構築するよう必要且つ適切な指導を行います。
(3) 当社グループ各社において、各々の事業内容・規模に応じた内部統制システムを構築し、その体制の整備と運用を推進します。

(4) 当社及びグループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行うものとし、親会社等による不当な要求について報告・対処する体制を整備します。
(5) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営計画・利益計画に基づく業績管理や当社への決裁・報告制度を整えるなど必要な経営管理を行います。
(6) 当社の内部監査部門である「経営監査部」は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
(7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めます。

**7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項**

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務の補助を目的に当社の使用人を監査役室に配置します。
(2) 監査役室に所属する使用人は、監査役の指揮命令で職務を行い、業務執行にかかる役職を兼務しません。
(3) 監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等は監査役会の同意を得て行います。

**8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人は、経営に関する重要事項について監査役に報告するとともに、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行います。
(2) 内部監査部門は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査役に報告をします。
(3) 直接通報窓口その他を通じて、当社及び当社グループ各社の法令若しくは定款に違反する事項を知った場合には監査役に報告します。また、当該通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けます。
(4) 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めます。
(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役が必要と認めた場合はそれに従う体制とします。

## Ⅵ. 内部統制システムの運用状況の概要について

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「コンプライアンス規程」を制定し、その中において役職員の行動の基本となる「コンプライアンス行動基準」を規定、それにより取締役が法令及び定款を遵守しております。

(2) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス行動基準」に基づき対応することとしており、また主管対応部署に「不当要求防止責任者」を設置し、一切の関係を持たない体制となっております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、並びに取締役が主催又は出席する各種委員会等の会議体の議事録は、事務局部署が作成し保管・管理しております。取締役が決定者となる社内稟議は、「文書管理規程」その他社内規程に基づき、起案部署が主管して社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「内部統制規程」に基づき設置された「内部統制委員会」が主体となり、当社グループのリスク情報を一元管理することにより重要リスクを特定、重要性に応じた対策をとっております。

(2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「危機管理マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度等に応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前にカンパニー経営会議に付議して執行役員、事業役員による潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。

(2) 取締役会、経営会議、カンパニー経営会議の議案と関連資料の事前配布を徹底し、会議体出席前の検討時間の確保に努めております。

(3) 策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、カンパニー経営会議でそれぞれ毎月のカンパニー、事業部別の実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適宜対策検討の議論ができるようにしております。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの実効性ある内部統制システムの構築を図るため「内部統制委員会」を設置しており、年４回の開催にて、内部統制システム基本方針の審議や、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。また、「内部統制委員会」の中にコンプライアンス推進活動を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題の把握と改善を図っております。

(2)「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」、「コンプライアンス情報誌」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
(3) 当社グループの内部通報制度である「コンプライン」については、社内窓口のほか、外部委託機関の専門相談員や弁護士が対応する社外の通報窓口・相談窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
(4)「経営監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。

**6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(1) 当社グループに適用する「行動指針」を定め、それに基づいた社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう指導を行うなど、企業集団内部統制システムの体制整備と運用を推進しております。
(2) グループ各社からの報告体制につきましては、「関係会社管理規程」に定めており、各カンパニー経営会議で毎月の業況を報告し、必要に応じ関連資料や質疑応答等を通じて確認をするなど、各カンパニー経営会議にて着実な管理を実施しております。
(3)「経営監査部」によりグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。
(4) 当社グループの企業集団内部統制システムの強化を図ることにより、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても適切に対応しております。

**7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項**

監査役の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査役室」を監査役会の直轄下に設置しており、監査役スタッフは監査役の指揮命令で職務を行っております。なお、監査役スタッフの人事考課、異動等は監査役会の同意を得て行っております。

**8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人が、各社監査役に各種報告会などにおいて業務運営や課題等について報告を行うとともに、各社監査役がその報告内容に関し、監査報告等を通して当社監査役に適宜報告しております。また、「グループ監査役会議」において各社監査役から、当社監査役に各社の内部統制状況等について報告がされております。
(2) 「経営監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査役に報告をしております。

(3) 内部通報等を通じて通報を受けた者は、コンプライアンス違反事項を認識した場合、直ちに監査役に報告をしております。また当該通報者が不利益を被らないよう徹底しております。
(4) 代表取締役と監査役の相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換を行うとともに、監査役が代表取締役の諸課題の取り組み状況について確認を行っております。
(5) 監査役会は「監査役会規程」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

## Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主の皆様が長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

（注） 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

（平成27年５月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **135,306** | **流動負債** | **135,902** |
| 現金及び預金 | 30,901 | 支払手形及び買掛金 | 58,368 |
| 受取手形及び売掛金 | 58,389 | 短期借入金 | 38,628 |
| 商品及び製品 | 13,269 | １年内償還予定の社債 | 120 |
| 仕掛品 | 18,046 | １年内返済予定の長期借入金 | 11,896 |
| 原材料及び貯蔵品 | 9,860 | リース債務 | 314 |
| 繰延税金資産 | 1,761 | ファクタリング未払金 | 4,807 |
| その他 | 5,727 | 未払法人税等 | 675 |
| 貸倒引当金 | △2,650 | 繰延税金負債 | 38 |
| | | 賞与引当金 | 389 |
| | | 工事損失引当金 | 14 |
| | | その他 | 20,650 |
| **固定資産** | **135,250** | **固定負債** | **49,505** |
| **有形固定資産** | **104,075** | 長期借入金 | 18,442 |
| 建物及び構築物 | 27,725 | リース債務 | 531 |
| 機械装置及び運搬具 | 17,282 | 繰延税金負債 | 3,005 |
| 土地 | 54,510 | 土地再評価に係る繰延税金負債 | 4,961 |
| リース資産 | 799 | 役員退職慰労引当金 | 8 |
| 建設仮勘定 | 718 | 製品改修引当金 | 1,995 |
| その他 | 3,039 | 退職給付に係る負債 | 18,410 |
| **無形固定資産** | **10,965** | 資産除去債務 | 445 |
| のれん | 9,214 | その他 | 1,703 |
| リース資産 | 19 | | |
| その他 | 1,731 | **負債合計** | **185,408** |
| **投資その他の資産** | **20,209** | （純資産の部） | |
| 投資有価証券 | 17,519 | **株主資本** | **78,623** |
| 長期貸付金 | 92 | 資本金 | 15,000 |
| 退職給付に係る資産 | 24 | 資本剰余金 | 33,007 |
| 繰延税金資産 | 17 | 利益剰余金 | 30,804 |
| その他 | 3,806 | 自己株式 | △188 |
| 貸倒引当金 | △1,251 | **その他の包括利益累計額** | **4,747** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 3,976 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △0 |
| | | 土地再評価差額金 | 3,406 |
| | | 為替換算調整勘定 | 724 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △3,359 |
| | | **少数株主持分** | **1,777** |
| | | **純資産合計** | **85,148** |
| **資産合計** | **270,557** | **負債純資産合計** | **270,557** |

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 292,391 |
| 売上原価 | | 225,253 |
| **売上総利益** | | **67,138** |
| 販売費及び一般管理費 | | 58,596 |
| **営業利益** | | **8,541** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 35 | |
| 受取配当金 | 242 | |
| 保険配当金等収入 | 210 | |
| スクラップ売却益 | 378 | |
| 持分法による投資利益 | 229 | |
| その他 | 800 | 1,896 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 874 | |
| 売上割引 | 703 | |
| 退職給付費用 | 324 | |
| その他 | 607 | 2,509 |
| **経常利益** | | **7,928** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 153 | |
| 投資有価証券売却益 | 225 | |
| 補助金収入 | 254 | |
| その他 | 0 | 634 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 39 | |
| 固定資産除却損 | 192 | |
| 固定資産圧縮損 | 176 | |
| 減損損失 | 239 | |
| 投資有価証券評価損 | 20 | |
| 確定拠出年金制度への移行に伴う損失 | 15 | |
| その他 | 2 | 686 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **7,876** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 948 | |
| 法人税等調整額 | 811 | 1,759 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **6,116** |
| 少数株主利益 | | 166 |
| **当期純利益** | | **5,949** |

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 15,000 | 33,007 | 26,637 | △157 | 74,487 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △74 | | △74 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 15,000 | 33,007 | 26,563 | △157 | 74,413 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,260 | | △1,260 |
| 当期純利益 | | | 5,949 | | 5,949 |
| 自己株式の取得 | | | | △31 | △31 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | 0 |
| 連結範囲の変動 | | | 164 | | 164 |
| 土地再評価差額金取崩額 | | | △612 | | △612 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | △0 | 4,241 | △31 | 4,210 |
| 当期末残高 | 15,000 | 33,007 | 30,804 | △188 | 78,623 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,620 | 28 | 2,295 | 232 | △7,441 | △3,264 | 1,019 | 72,241 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | △74 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,620 | 28 | 2,295 | 232 | △7,441 | △3,264 | 1,019 | 72,167 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △1,260 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 5,949 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △31 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 0 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | | 164 |
| 土地再評価差額金取崩額 | | | | | | | | △612 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,356 | △28 | 1,111 | 492 | 4,081 | 8,012 | 758 | 8,770 |
| 当期変動額合計 | 2,356 | △28 | 1,111 | 492 | 4,081 | 8,012 | 758 | 12,980 |
| 当期末残高 | 3,976 | △0 | 3,406 | 724 | △3,359 | 4,747 | 1,777 | 85,148 |

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表
## （連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は42社であります。

主要な連結子会社は、三協テック㈱、協立アルミ㈱、ＳＴ物流サービス㈱、三精工業㈱、ＳＴメタルズ㈱、三協化成㈱、サンクリエイト㈱であります。

平成26年６月１日に当社を存続会社として連結子会社である三協工機株式会社を吸収合併いたしました。

当連結会計年度より、従来持分法非適用非連結子会社であった立山貿易（上海）有限公司は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

平成26年９月１日付で、三協サーモテック株式会社、Ryosan Engineering (Thailand) Co.,Ltd.（現 ：Sankyo Engineering (Thailand) Co.,Ltd.）及びRyosan Electronics (Foshan) Co.,Ltd.（現：佛山三協電子有限公司）を取得したため、連結の範囲に含めております。

平成27年１月26日付で、STTA (Thailand) Co.,Ltd.を設立したため、連結の範囲に含めております。

平成27年３月１日付で、Aleris International,Inc.より、押出事業部門を取得しました。当該取得により、平成26年10月29日に設立した Sankyo Tateyama Europe BVBA （旧社名 ： Sankyo Tateyama Euro BVBA ） 、 Aleris Extruded Products Germany GmbH（現：ST Extruded Products Germany GmbH)、Duinlust Grundstücks GmbH及びAleris Aluminum(Tianjin)Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

平成27年３月２日付で、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.を間接的に支配するAluminium Capital Pte.Ltd. の全株式を取得し、連結の範囲に含めております。また当該取得に伴い、 Thai Metal Holding Co.,Ltd. 、 Noble Aluminium Co.,Ltd.及びCSI Vision Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

平成27年３月２日付で、STTA Pte.Ltd.及びThai-Aust Aluminium Co.,Ltd.の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社は７社であります。

主要な非連結子会社は、㈱広島三協であります。

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社７社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数　７社

主な関連会社は、ビニフレーム工業㈱、協和紙工業㈱であります。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

主要な非連結子会社は、㈱広島三協であります。

主要な関連会社は、三協大同鋁業股份有限公司であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、協立アルミ㈱他８社の決算日は連結決算日と同一であります。

また、三協テック㈱他20社は３月31日、㈱エスケーシー、石川精機㈱は４月30日を決算日としておりますが、いずれも連結決算日との差異が３ヶ月以内であるため、そのまま連結しております。

上海立山商業設備有限公司他10社の決算日は12月31日、ST Extruded Products Germany GmbH、Duinlust Grundstücks GmbHの決算日は２月28日のため、３月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、当該会社との決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ）時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

ロ）時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ　時価法を採用しております。

③ 棚卸資産　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　５～50年

機械装置及び運搬具　４～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。 |
| ③ 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 |
| ⑤ 製品改修引当金 | 過去に納入した防火設備（防火引き窓）が大臣認定仕様と異なる仕様であったことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修の支出に備えるため、必要と認められる金額を見積り計上しております。 |

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準）

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計対象取引は商品リンクスワップ、金利スワップ及び商品スワップ取引であります。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。商品リンクスワップ及び商品スワップ取引については繰延ヘッジ処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関係)

ヘッジ手段―商品リンクスワップ取引

ヘッジ対象―外貨建予定取引

(金利関係)

ヘッジ手段―金利スワップ取引

ヘッジ対象―借入金の支払金利

(商品関係)

ヘッジ手段―商品スワップ取引

ヘッジ対象―アルミニウム地金の購入及び販売取引

③ ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たすものについては、金融商品に係る会計基準に基づき有効性評価を省略しております。また、その他のスワップ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローを基礎に評価しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（５～10年）にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっており、控除対象外消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が97百万円増加し、利益剰余金が74百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

## (追加情報)

一部の連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成26年11月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

これによる損益は、現時点では不確定要素が多いため、合理的に金額を算定することは困難であります。

また、最低責任準備金の一部である11,000百万円を前納しております。

## （連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　227,515百万円

2. 土地の再評価

当社、連結子会社の協立アルミ㈱及び平成13年12月１日付で当社と合併した富山軽金属工業㈱並びに平成24年６月１日付で当社と合併した三協マテリアル㈱は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金（合併受入れによるものを含む）を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

主に土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第５号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第４号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価を行った年月日　　平成13年５月31日
平成13年11月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　6,267百万円

3. 担保提供資産

担保に供している資産及び担保付債務

| 担保に供している資産 | | 担保権設定の原因となっている債務 | |
|---|---|---|---|
| 種　　類 | 期末簿価（百万円） | 内　　容 | 期末残高（百万円） |
| 建物及び構築物 | 14,610 | 短期借入金 | 377 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,598 | １年内返済予定の長期借入金 | 3,926 |
| 土地 | 30,196 | 長期借入金 | 1,812 |
| その他（工具器具及び備品） | 2 | | |
| 合　　計 | 50,407 | 合　　計 | 6,116 |

上記のうち工場財団に供しているもの

| 担保に供している資産 | | 担保権設定の原因となっている債務 | |
|---|---|---|---|
| 種　　類 | 期末簿価（百万円） | 内　　容 | 期末残高（百万円） |
| 建物及び構築物 | 13,255 | 短期借入金 | 55 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,598 | １年内返済予定の長期借入金 | 3,749 |
| 土地 | 27,834 | 長期借入金 | 1,504 |
| その他（工具器具及び備品） | 2 | | |
| 合　　計 | 46,690 | 合　　計 | 5,308 |

4. 圧縮記帳

固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

| | |
|---|---|
| 機械装置及び運搬具 | 267百万円 |
| ソフトウェア（無形固定資産「その他」） | 2百万円 |

5. 受取手形割引高　64百万円

6. 受取手形裏書譲渡高　472百万円

7. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

| | |
|---|---|
| 受取手形 | 717百万円 |
| 支払手形 | 160百万円 |
| 設備関係支払手形（流動負債「その他」） | 0百万円 |

8. 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金16百万円を相殺表示しております。

9. 保証債務

従業員の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。

| | |
|---|---|
| 従業員 | 2百万円 |

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類並びに総数

| | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 31,554,629 | ― | ― | 31,554,629 | |
| 合計 | 31,554,629 | ― | ― | 31,554,629 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 137,029 | 15,908 | 358 | 152,579 | (注)1・2 |
| 合計 | 137,029 | 15,908 | 358 | 152,579 | |

(注)1. 自己株式における普通株式の増加は、持分法適用会社の持分比率変動による持分法適用会社が所有する自己株式(当社株式)の当社帰属分(1,520株)、単元未満株式の買取によるもの(14,388株)であります。

2. 自己株式における普通株式の減少は、単元未満株式の買増請求に応じたもの(358株)であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年8月27日定時株主総会 | 普通株式 | 788 | 25.00 | 平成26年5月31日 | 平成26年8月28日 |
| 平成27年1月9日取締役会 | 普通株式 | 473 | 15.00 | 平成26年11月30日 | 平成27年2月13日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年8月27日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 630 | 20.00 | 平成27年5月31日 | 平成27年8月28日 |

## （金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的での利用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、ファクタリング未払金は、１年以内の支払期日であります。短期借入金、社債、長期借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されていますが、このうちの一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、将来における為替変動リスク、金利変動リスク、アルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4. 会計処理基準に関する事項に記載されている「(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、各社の債権管理規程又は与信管理規程などに従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループでは、将来における為替変動リスクを回避するために商品リンクスワップ取引を、一部の借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を、アルミニウム地金に係る価格変動リスクを抑制するために商品スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、取引権限等を定めたデリバティブ取引の内部管理規程等に基づき、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社及び連結子会社の各部署からの報告に基づき財務部門が資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2参照）。

| | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 30,901 | 30,901 | ― |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 58,389 | 58,389 | ― |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 12,648 | 12,648 | ― |
| 資産計 | 101,939 | 101,939 | ― |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 58,368 | 58,368 | ― |
| (2) ファクタリング未払金 | 4,807 | 4,807 | ― |
| (3) 短期借入金 | 38,628 | 38,628 | ― |
| (4) 社債（※1） | 120 | 121 | 1 |
| (5) 長期借入金（※1） | 30,339 | 30,693 | 354 |
| (6) リース債務（※1） | 845 | 831 | △13 |
| 負債計 | 133,108 | 133,451 | 342 |
| デリバティブ取引（※2） | (0) | (0) | ― |

(※1)社債及び長期借入金並びにリース債務には、１年内償還予定分又は１年内返済予定分を含めて表示しております。

(※2)デリバティブ取引は、債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) ファクタリング未払金並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金並びに(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の発行、借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている一部の長期借入金の時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による一部の長期借入金の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

商品リンクスワップ取引、金利スワップ取引及び商品スワップ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債 (5) 参照)。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式 | |
| 関係会社株式 | 2,698 |
| その他 | 2,172 |
| 合計 | 4,870 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## （１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　2,654円96銭

2.　１株当たり当期純利益金額　189円43銭

(注)1.（会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。

2.　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 連結損益計算書上の当期純利益（百万円） | 5,949 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | ― |
| 普通株式に係る当期純利益（百万円） | 5,949 |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 31,409 |

## （重要な後発事象に関する注記）

当社は、平成27年５月20日付の臨時取締役会において、第三者割当により発行される三協立山株式会社120％ソフトコール条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第１回新株予約権付社債」といいます。）及び120％ソフトコール条項付第２回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第２回新株予約権付社債」といい、第１回新株予約権付社債と合わせて「本新株予約権付社債」と総称し、本新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行を決議し、平成27年６月５日に払い込みが完了しております。概要は次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| （１） 銘柄 | 第１回新株予約権付社債 | 第２回新株予約権付社債 |
| （２） 社債の総額 | 金15,000百万円（各社債の金額100百万円） | |
| （３） 発行価額（払込金額） | 各社債の金額100円につき金100.5円 | |
| （４） 社債の払い込み期日及び発行日 | 平成27年６月５日 | |
| （５） 償還期限等 | 平成30年６月５日にその総額を償還する。 | 平成32年６月５日にその総額を償還する。 |
| | （一定の場合に繰上償還の定めがあり、発行要領に記載されています。） | |
| （６） 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 | |
| （７） 利率 | 本社債には利息を付さない。 | |

| | | |
|---|---|---|
| (8) | 担保・保証の有無 | なし |
| (9) | 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 | 種類及び内容：当社普通株式<br>数:同一の本新株予約権付社債の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。 |
| (10) | 新株予約権の総数 | 合計150個（各75個） |
| (11) | 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 | ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。<br>②各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。<br>③転換価格は、当初、2,569円とする。 ／ ③転換価格は、当初、2,686円とする。<br>④転換価格は一定の場合に修正され、また調整されることがあります。 |
| (12) | 本新株予約権の行使期間 | 平成27年６月12日から平成30年５月29日までとする。 ／ 平成27年６月12日から平成32年５月29日までとする。<br>（一定の場合に行使請求ができない定めがあり、発行要項に記載されています。） |
| (13) | 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。<br>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(13) ①記載の資本金等増加限度額から (13) ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 |

(14) 資金調達の使途

本新株予約権付社債の発行による調達資金の使途については、以下を予定しております。

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|---|---|---|
| Aleris International,Inc.のアルミニウム押出事業の譲り受け及びThai Metal Aluminium Co.,Ltd.の子会社化に伴う短期借入金の返済 | 15,048百万円 | 平成27年６月～平成27年12月 |

Aleris International,Inc.のアルミニウム押出事業の譲り受け（譲受価額：約39億円）及びThai Metal Aluminium Co.,Ltd.の子会社化（取得対価：約100億円）に伴う短期借入金の返済資金の一部に充当いたします。

Aleris International,Inc.のアルミニウム押出事業の譲り受け及びThai Metal Aluminium Co.,Ltd.の子会社化については、平成27年３月２日に公表しておりますとおり、ともに手続は完了しており、本件調達資金は平成27年６月から平成27年12月までに短期借入金の返済に充当する予定です。なお、当該返済を行う場合には借入先の金融機関との合意を得た上で実行いたします。

Aleris International,Inc.のアルミニウム押出事業の譲り受け及びThai Metal Aluminium Co.,Ltd.の子会社化は、当社が平成23年７月に発表した「VISION2020」、平成24年７月に発表した３ヵ年の「中期経営計画」において、重点戦略の一つとして掲げる「非建材事業の強化」及び「海外展開」の強化に向けた取り組みの一環であり、マテリアル事業を中心に、さらなる事業領域拡大を目指すものです。

Aleris International,Inc.のアルミニウム押出事業は、高度な合金・押出・加工技術を強みに航空機、鉄道、自動車等の幅広い分野で世界の主要メーカーを顧客として事業を展開しており、当社が進めている素材技術のさらなる高度化との連携により、将来的に新たな事業展開を目指せるものと考えております。

Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.はタイ国内でアルミビレット製造・押出・加工を行っており、当社が目指すASEAN地域における建材・非建材を含めた事業領域拡大が大きく前進するものと考えております。

従いまして、今般の第１回新株予約権付社債及び第２回新株予約権付社債の発行による短期借入金の返済は、財務基盤の健全性を維持しつつ当社の中長期的な事業領域拡大を目指すための施策となります。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

## （企業結合等に関する注記）

１．重要な事業の譲り受け及び株式取得による会社の買収

当社は、Aleris International,Inc.（以下、「Aleris社」という）より、Aleris社の一部の事業（押出事業部門）を当社の子会社（Sankyo Tateyama Europe BVBA　旧社名：Sankyo Tateyama Euro BVBA）を通じて譲り受けるための契約を平成26年12月19日付でAleris社の子会社と締結し、平成27年３月１日に買収を完了いたしました。

なお、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定、並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。そのため、当連結計算書類作成時点において入手可能な合理的情報に基づき、暫定的な会計処理を行っております。

(1)　相手企業の名称

| | | |
|---|---|---|
| 名称 | Aleris Rolled Products Germany GmbH<br>対象事業に関する株式の取得 | Aleris Aluminum Duffel BVBA<br>対象事業に関する資産負債の譲り受け |

(2)　被取得企業の名称及び取得する事業の内容

| 名称 | Aleris Extruded Products Germany GmbH | Duinlust Grundstücks GmbH |
|---|---|---|
| 取得する事業の内容 | アルミニウム押出事業 | 不動産管理事業 |

| 名称 | Aleris Aluminum(Tianjin)Co.,Ltd. |
|---|---|
| 取得する事業の内容 | アルミニウム押出事業 |

(3)　企業結合を行う主な理由

当社は、ビル・住宅用のアルミ建材を中心とする「建材事業」、アルミニウム・マグネシウムの鋳造・押出・加工を中心とする「マテリアル事業」及び店舗用什器・サインを中心とする「商業施設事業」の３事業を運営しております。本件は、当社が平成23年７月に発表した「VISION2020」、平成24年７月に発表した３ヵ年の「中期経営計画」において、重点戦略として掲げる非建材事業強化（マテリアル・商業施設）並びに海外展開に向けた取り組みの一環であり、マテリアル事業を中心に、さらなる事業領域拡大を目指すものです。

今回、事業譲り受けに合意したAleris社のアルミニウム押出事業は、高度な合金・押出・加工技術を強みに、航空機、鉄道、自動車などの幅広い分野で、世界的メーカーを顧客とする事業を展開しております。

現在、当社が進めている素材技術のさらなる高度化との連携により、将来的に新たな地域、顧客を対象とした事業展開を目指せるものと考えております。

(4)　企業結合日

平成27年３月１日

(5)　企業結合の法的形式

現金を対価とする資産及び負債並びに株式の取得

(6)　企業結合後の企業の名称

Sankyo Tateyama Europe BVBA（旧社名：Sankyo Tateyama Euro BVBA）

ST Extruded Products Germany GmbH（旧社名：Aleris Extruded Products Germany GmbH）

(7)　当社の子会社が取得する議決権比率

| 名称 | Aleris Extruded Products Germany GmbH | Duinlust Grundstücks GmbH |
|---|---|---|
| 取得する議決権比率 | 100% | 100% |

| 名称 | Aleris Aluminum(Tianjin)Co.,Ltd. |
|---|---|
| 取得する議決権比率 | 100% |

(8)　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社による現金を対価とする資産及び負債並びに株式の取得であるため。

(9)　連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年３月１日から平成27年３月31日

(10) 被取得企業及び取得した事業の取得原価及びその内容

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | 29.6百万ユーロ | (3,963百万円) |
| 取得原価 | 29.6百万ユーロ | (3,963百万円) |

(注)1. 円貨額は、平成27年３月１日の為替相場による換算額であります。

2. 取得原価の一部が未確定であるため、暫定的に算定された金額であります。

3. 取得に直接要したアドバイザリー費用等につきましては、取得会社がSankyo Tateyama Europe BVBAであるため、現地会計基準により費用処理しております。

(11) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

19.1百万ユーロ　(2,564百万円)

なお、のれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(注)円貨額は、平成27年３月１日の為替相場による換算額であります。

②発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(12) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---|---|---|
| 流動資産 | 95.1百万ユーロ | (12,727百万円) |
| 固定資産 | 49.0百万ユーロ | (6,561百万円) |
| 資産合計 | 144.2百万ユーロ | (19,289百万円) |
| 流動負債 | 60.8百万ユーロ | (8,137百万円) |
| 固定負債 | 72.9百万ユーロ | (9,753百万円) |
| 負債合計 | 133.8百万ユーロ | (17,890百万円) |

(注)円貨額は、平成27年３月１日の為替相場による換算額であります。

(13) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

２．株式取得による会社の買収

当社は、平成27年３月２日に、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.を間接的に支配するAluminium Capital Pte.Ltd.の全株式をInkberry Management Limitedより取得いたしました。

なお、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定、並びに時価の算定が未了であるため、取得原価の配分が完了しておりません。そのため、当連結計算書類作成時点において入手可能な合理的情報に基づき、暫定的な会計処理を行っております。

(1) 株式取得の相手企業の名称

| | |
|---|---|
| 名称 | Inkberry Management Limited |

(2) 被取得企業の名称及び事業の内容

| | |
|---|---|
| 名称 | Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. |
| 事業の内容 | アルミビレット・アルミ製品の製造・販売等 |

(3)　企業結合を行う主な理由

当社の子会社となるThai Metal Aluminium Co.,Ltd.は、タイ国内でビレット製造から製品販売までを行うアルミ押出メーカーThai Metal Co.,Ltd.より全事業を譲り受けており、本件により当社が目指すASEAN地域における建材・非建材を含めた事業領域拡大が大きく前進するものと考えております。

(4)　企業結合日

平成27年３月２日

(5)　企業結合の法的形式

現金による株式取得

(6)　企業結合後の企業の名称

変更はありません。

(7)　買収する企業の概要

①　Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. |
| 事業の内容 | アルミビレット・アルミ製品の製造・販売等 |
| 資本金の額 | 1,680百万バーツ（6,216百万円） |

②　Aluminium Capital Pte.Ltd.の概要

| | |
|---|---|
| 名称 | Aluminium Capital Pte.Ltd. |
| 事業の内容 | Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.等の株式を保有する特別目的会社 |
| 資本金の額 | 38.6百万USドル（4,632百万円） |

(注)円貨額は、平成27年３月２日の為替相場による換算額であります。

(8)　取得する出資比率

62.26％

(注)当社がAluminium Capital Pte.Ltd.等を通じて間接的に取得したThai Metal Aluminium Co.,Ltd.の取得株式数について、間接持分も含めた合計値を記載しております。

(9)　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため。

(10) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年３月２日から平成27年３月31日

(11) 被取得企業の取得原価及びその内訳

| | |
|---|---|
| 取得の対価 | 9,988百万円 |
| 取得に直接要した費用　アドバイザー費用等 | 121百万円 |
| 取得原価 | 10,110百万円 |

(12) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

①条件付取得対価の内容

企業結合後の被取得企業の業績の達成度合いに応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなっております。

②当連結会計年度以降の会計処理方針

取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(13) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

5,289百万円

なお、のれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

②発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(14) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 6,152百万円 |
| 固定資産 | 5,696百万円 |
| 資産合計 | 11,848百万円 |
| | |
| 流動負債 | 3,775百万円 |
| 固定負債 | 2,798百万円 |
| 負債合計 | 6,574百万円 |

(注)円貨額は、平成27年３月２日の為替相場による換算額であります。

(15) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

## （その他の注記事項）

減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 種類 | 用途 | 金額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 富山県高岡市<br>（旧高岡西工場） | 土地 | 遊休資産 | 167 |
| 大阪府堺市 | 土地<br>建物 | 遊休資産 | 66<br>1 |
| 石川県志賀町 | 土地 | 遊休資産 | 3 |
| 富山県高岡市 | 土地 | 遊休資産 | 1 |
| | 計 | | 239 |

(経緯)

富山県高岡市（旧高岡西工場）、大阪府堺市の遊休資産については売却の方針を決定したため、その他の遊休資産については、土地の取得価額に対する時価が下落していることから、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしています。

(回収可能価額の算定方法等)

遊休資産については正味売却価額により測定しており、その評価は売却予定額もしくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

# 貸　借　対　照　表

（平成27年５月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **101,357** | **流動負債** | **115,878** |
| 現金及び預金 | 13,568 | 支払手形 | 15,486 |
| 受取手形 | 16,539 | 買掛金 | 25,842 |
| 売掛金 | 39,613 | 短期借入金 | 36,025 |
| 商品及び製品 | 7,480 | 一年内返済予定の長期借入金 | 10,677 |
| 仕掛品 | 13,983 | リース債務 | 223 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,189 | 未払金 | 8,522 |
| 前払費用 | 373 | ファクタリング未払金 | 6,112 |
| 関係会社短期貸付金 | 3,054 | 未払費用 | 4,369 |
| 未収入金 | 2,898 | 未払法人税等 | 204 |
| 繰延税金資産 | 1,509 | 未払消費税等 | 1,229 |
| その他 | 2,121 | 前受金 | 3,423 |
| 貸倒引当金 | △2,975 | 預り金 | 3,191 |
| **固定資産** | **122,607** | 工事損失引当金 | 14 |
| **有形固定資産** | **75,907** | その他 | 556 |
| 建物 | 19,936 | **固定負債** | **30,730** |
| 構築物 | 1,265 | 長期借入金 | 15,713 |
| 機械及び装置 | 10,943 | リース債務 | 402 |
| 車両運搬具 | 44 | 長期未払金 | 185 |
| 工具、器具及び備品 | 1,630 | 繰延税金負債 | 1,599 |
| 土地 | 41,363 | 土地再評価に係る繰延税金負債 | 4,774 |
| リース資産 | 578 | 退職給付引当金 | 5,190 |
| 建設仮勘定 | 145 | 製品改修引当金 | 1,995 |
| **無形固定資産** | **983** | 資産除去債務 | 393 |
| 借地権 | 57 | その他 | 475 |
| ソフトウェア | 907 | **負債合計** | **146,609** |
| リース資産 | 12 | （純資産の部） | |
| その他 | 6 | **株主資本** | **70,495** |
| **投資その他の資産** | **45,716** | **資本金** | **15,000** |
| 投資有価証券 | 14,604 | **資本剰余金** | **28,145** |
| 関係会社株式 | 22,024 | 資本準備金 | 11,581 |
| 出資金 | 28 | その他資本剰余金 | 16,564 |
| 関係会社出資金 | 5,100 | **利益剰余金** | **27,450** |
| 長期貸付金 | 31 | その他利益剰余金 | 27,450 |
| 関係会社長期貸付金 | 903 | 繰越利益剰余金 | 27,450 |
| 従業員長期貸付金 | 48 | **自己株式** | **△100** |
| 長期前払費用 | 282 | **評価・換算差額等** | **6,859** |
| 破産更生債権等 | 805 | その他有価証券評価差額金 | 3,927 |
| 前払年金費用 | 1,087 | 繰延ヘッジ損益 | △0 |
| その他 | 1,944 | 土地再評価差額金 | 2,932 |
| 貸倒引当金 | △1,146 | **純資産合計** | **77,355** |
| **資産合計** | **223,964** | **負債純資産合計** | **223,964** |

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 253,122 |
| 売上原価 | | 199,331 |
| **売上総利益** | | **53,790** |
| 販売費及び一般管理費 | | 46,435 |
| **営業利益** | | **7,354** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 29 | |
| 受取事務手数料 | 72 | |
| 受取配当金 | 267 | |
| 仕入割引 | 153 | |
| 保険配当金等収入 | 177 | |
| スクラップ売却益 | 253 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 41 | |
| その他 | 480 | 1,477 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 812 | |
| 売上割引 | 665 | |
| 退職給付費用 | 390 | |
| その他 | 589 | 2,457 |
| **経常利益** | | **6,374** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 133 | |
| 投資有価証券売却益 | 223 | |
| 補助金収入 | 254 | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 365 | 977 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 6 | |
| 固定資産除却損 | 153 | |
| 固定資産圧縮損 | 176 | |
| 減損損失 | 241 | |
| 確定拠出年金制度への移行に伴う損失 | 15 | |
| 関係会社株式評価損 | 318 | |
| その他 | 0 | 911 |
| **税引前当期純利益** | | **6,440** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 328 | |
| 法人税等調整額 | 608 | 936 |
| **当期純利益** | | **5,503** |

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成26年６月１日から平成27年５月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,000 | 11,581 | 16,564 | 28,145 | 23,428 | △71 | 66,503 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | △51 | | △51 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 15,000 | 11,581 | 16,564 | 28,145 | 23,377 | △71 | 66,452 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,260 | | △1,260 |
| 当期純利益 | | | | | 5,503 | | 5,503 |
| 自己株式の買取 | | | | | | △30 | △30 |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金取崩額 | | | | | △170 | | △170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | △0 | △0 | 4,072 | △29 | 4,042 |
| 当期末残高 | 15,000 | 11,581 | 16,564 | 28,145 | 27,450 | △100 | 70,495 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,593 | 28 | 2,267 | 3,889 | 70,393 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | △51 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,593 | 28 | 2,267 | 3,889 | 70,342 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,260 |
| 当期純利益 | | | | | 5,503 |
| 自己株式の買取 | | | | | △30 |
| 自己株式の処分 | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金取崩額 | | | | | △170 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 2,334 | △28 | 664 | 2,970 | 2,970 |
| 当期変動額合計 | 2,334 | △28 | 664 | 2,970 | 7,012 |
| 当期末残高 | 3,927 | △0 | 2,932 | 6,859 | 77,355 |

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表
## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品　最終仕入原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異については、15年間による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 製品改修引当金

過去に納入した防火設備（防火引き窓）が大臣認定仕様と異なる仕様であったことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修の支出に備えるため、必要と認められる金額を見積り計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっており、控除対象外消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## （会計方針の変更に関する注記）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が8百万円増加し、前払年金費用が66百万円、繰延税金負債(固定負債)が23百万円、繰越利益剰余金が51百万円それぞれ減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

## （貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保付債務

| 担保に供している資産 | | 担保権設定の原因となっている債務 | |
|---|---|---|---|
| 種　　類 | 期末簿価（百万円） | 内　　容 | 期末残高（百万円） |
| 建物 | 12,252 | 短期借入金 | 55 |
| 構築物 | 9 | １年内返済予定の長期借入金 | 3,610 |
| 機械及び装置 | 5,463 | 長期借入金 | 1,346 |
| 工具、器具及び備品 | 2 | | |
| 土地 | 26,602 | | |
| 合　　計 | 44,330 | 合　　計 | 5,011 |

なお、上記については工場財団を設定しております。

2. 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金16百万円を相殺表示しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額　196,820百万円

4. 保証債務

関係会社等及び従業員の金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っております。

| | |
|---|---|
| ST Extruded Products Germany GmbH | 3,552百万円 |
| Aleris Aluminum (Tianjin) Co.,Ltd. | 1,036百万円 |
| ㈱サンテック九州 | 33百万円 |
| 三協ワシメタル㈱ | 8百万円 |
| 三協サーモテック㈱ | 2百万円 |
| 従業員 | 2百万円 |
| 計 | 4,636百万円 |

5.　圧縮記帳

有形固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

| | | |
|---|---|---|
| 圧縮記帳額 | | 270百万円 |
| うち、 | 機械及び装置 | 265百万円 |
| | 車両運搬具 | 1百万円 |
| | ソフトウェア | 2百万円 |

6.　土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布　法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金（合併受入れによるものを含む）を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

主に土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布　政令第119号）第２条第５号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第４号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

| | |
|---|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成13年５月31日<br>平成13年11月30日 |
| 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | 7,880百万円 |

7.　関係会社に対する債権債務(区分表示したものを除く)

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 14,462百万円 |
| 短期金銭債務 | 12,477百万円 |
| 長期金銭債務 | 1百万円 |

8.　事業年度末日満期手形

満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

| | |
|---|---|
| 受取手形 | 700百万円 |
| 支払手形 | 140百万円 |
| 設備関係支払手形（流動負債「その他」） | 0百万円 |

## （損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | 78,879百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 360百万円 |

## （株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 47,682株 |

## （税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金及び役員退職慰労金（長期未払金） | 1,669百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 1,548百万円 |
| 貸倒引当金及び貸倒償却 | 1,382百万円 |
| 未払金及び未払費用 | 1,367百万円 |
| 固定資産及び減損損失 | 748百万円 |
| 製品改修引当金 | 639百万円 |
| たな卸資産評価損 | 626百万円 |
| 製品改修費用 | 546百万円 |
| ソフトウェア | 519百万円 |
| 一括償却資産 | 290百万円 |
| その他 | 424百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 9,763百万円 |
| 評価性引当金 | △7,605百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 2,158百万円 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | 1,834百万円 |
| 前払年金費用 | 351百万円 |
| 資産除去債務見合資産 | 62百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 2,248百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △89百万円 |
| 土地再評価に係る繰延税金負債 | 4,774百万円 |

## 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年６月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年６月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は48百万円減少し、法人税等調整額が141百万円、その他有価証券評価差額金が189百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は494百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## （関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 期末残高 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 科目 | 金額 |
| 子会社 | 三協テック㈱ | 所有 直接100％ | 当社製品の販売 | 製品売上 (注)１ | 18,323 | 売掛金 | 8,516 |
| | ＳＴ物流サービス㈱ | 所有 直接100％ | 当社製品の保管及び運搬 | 荷具運賃等 (注)２ | 13,282 | 未払金 | 2,351 |
| | Sankyo Tateyama Europe BVBA | 所有 直接100％ | 資金援助 | 資金の貸付 (注)３ | 2,756 | 関係会社短期貸付金 | 2,712 |
| | | | | 増資の引受 (注)４ | 4,012 | － | － |
| | ST Extruded Products Germany GmbH | 所有 間接100％ | 債務保証 | 債務保証 (注)５ | 3,552 | － | － |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

(注)1. 製品の売価は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注)2. 荷具運賃等は、仕入先の提示価格に基づき、毎期交渉の上決定しております。

(注)3. 貸付利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に設定しております。

(注)4. Sankyo Tateyama Europe BVBA が行った増資を当社が全額引き受けたものであります。

(注)5. 銀行借入(162百万円)及び仕入債務(3,390百万円)につき債務保証を行ったものであります。

## （１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　　2,455円17銭

2.　１株当たり当期純利益金額　　174円63銭

(注)1.（会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。

(注)2.　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当期純利益（百万円） | 5,503 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | － |
| 普通株式に係る当期純利益金額（百万円） | 5,503 |
| 普通株式の期中平均株式数（千株） | 31,514 |

## （重要な後発事象に関する注記）

当社は、平成27年５月20日付の臨時取締役会において、第三者割当により発行される三協立山株式会社120％ソフトコール条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び120％ソフトコール条項付第２回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議し、平成27年６月５日に払い込みが完了しております。概要については、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記)」に記載しております。

## （その他の注記事項）

減損損失に関する事項

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 種類 | 用途 | 金額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 富山県高岡市<br>（旧高岡西工場） | 土地 | 遊休資産 | 168 |
| 大阪府堺市 | 土地<br>建物 | 遊休資産 | 66<br>1 |
| 石川県志賀町 | 土地 | 遊休資産 | 3 |
| 富山県高岡市 | 土地 | 遊休資産 | 1 |
| | 計 | | 241 |

(経緯)

富山県高岡市（旧高岡西工場）、大阪府堺市の遊休資産については売却の方針を決定したため、その他の遊休資産については、土地の取得価額に対する時価が下落していることから、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしています。

(回収可能価額の算定方法等)

遊休資産については正味売却価額により測定しており、その評価は売却予定額もしくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年７月17日

三協立山株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　近藤久晴　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　篠﨑和博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小出健治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三協立山株式会社の平成26年６月１日から平成27年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協立山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年７月17日

三協立山株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　近藤久晴　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　篠﨑和博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小出健治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三協立山株式会社の平成26年６月１日から平成27年５月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年６月１日から平成２７年５月３１日までの第７０期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な工場・事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年７月24日

三協立山株式会社　監査役会

| | |
|---|---|
| 常勤監査役 | 市　山　久　一　㊞ |
| 常勤監査役 | 三　村　伸　昭　㊞ |
| 常勤監査役(社外監査役) | 野　崎　博　見　㊞ |
| 社外監査役 | 角　木　完太郎　㊞ |
| 社外監査役 | 荒　木　二　郎　㊞ |

以　上